

[事案 2021-299] 損害賠償請求

・令和4年8月19日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社がサービスを提供しないため、他の保険会社で同じ内容の保険に加入せざるを得なくなったことに伴う増加費用の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年4月に契約した年金保険、平成9年1月に契約した養老保険、平成10年3月に契約した終身保険、平成13年1月に契約したがん保険、平成15年9月に契約した終身保険、平成17年3月に契約した年金保険について、以下等の理由により、他の保険会社で同内容の保険に加入せざるをえなくなったため、それにより生じた増加費用を損害賠償してほしい。

- (1)平成26年に、別件で訴訟を提起したことを保険会社が逆恨みし、自分に対して、保険者として行うべき業務を行わなくなった。
- (2)保険契約に関する問合せや申出の方法を書面に限定された。
- (3)令和3年の年末調整用の生命保険料控除証明書が、遅れて送付されてきた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が平成26年に提起した訴訟は、申立人の取下げ擬制により終了しており、当社が逆恨みする事情はない。
- (2)当社が保険者としての業務（義務）の履行を怠った事実はなく、申立人からの各種申出に対しては誠実に対応している。
- (3)申立人からの問合せや申出の方法を書面に限定したことは、従来申立人の言動に鑑みて正当な事由による止むを得ない措置である。
- (4)生命保険料控除証明書は、令和3年10月下旬に申立人宛に発送しており、通例的な提出期限との関係で十分な余裕がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険会社によるサービスの提供状況や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社がサービスを提供しないことを理由とした損害賠償は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。